

1 特殊検診項目

産業衛生関連検査は、有機溶剤作業員、鉛作業員を対象として、体内に有機溶剤や鉛がどの程度取り込まれているかを定期的にチェックする事を主な目的としているため、結果の評価については、正常・異常の鑑別を目的としたものではなく、作業環境を含めた総合的な判断が必要とされています。測定値については、下記のACGIH(American Conference of Governmental Industrial Hygienists)に基づく厚生労働省による「分布」を参照してください。

有機溶剤の名称	検査内容	単位	分布			
			1	2		3
トルエン	尿中馬尿酸	g/L	1以下	1超	2.5以下	2.5超
キシレン	尿中メチル馬尿酸	g/L	0.5以下	0.5超	1.5以下	1.5超
ノルマルヘキサン	尿中2,5—ヘキサンジオン	mg/L	2以下	2超	5以下	5超
N,N—ジメチルホルムアミド	尿中N—メチルホルムアミド	mg/L	10以下	10超	40以下	40超
テトラクロロエチレン	尿中トリクロロ酢酸	mg/L				
	尿中総三塩化物	mg/L				
1,1,1—トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸	mg/L	3以下	3超	10以下	10超
	尿中総三塩化物	mg/L	10以下	10超	40以下	40超
トリクロロエチレン	尿中トリクロロ酢酸	mg/L				
	尿中総三塩化物	mg/L				

鉛関連	血液中鉛	μg/dL	20以下	20超	40以下	40超
	尿中δアミノレブリン酸	mg/L	5以下	5超	10以下	10超
	赤血球遊離プロトポルフィリン	μg/dLRBC	100以下	100超	250以下	250超

有機溶剤等健康診断結果報告書(有機溶剤中毒予防規則、様式第3号の2)
鉛健康診断結果報告書(鉛中毒予防規則、様式第3号)より